

代理人選任届出書（委任状）の記載方法

【記載について】

委任状は、基本的に委任する本人が、全て記入し押印してください。

黒又は青のボールペン・インク・サインペンで記載してください。

記載内容については、記載例を参考にご記入ください。

※証明書申請時には、委任を受けた代理人の身分証明書の提示が必要です。

《注意事項》

（同一世帯の場合）

代理人が申請する場合は、委任状が必要となりますが、生計を一にする同居のご親族で
ご本人から依頼があったと認められる場合には委任関係が推定されるため、委任状は必要
ありません。

ただし、生計を一にする同居のご親族でも、住民票上別世帯の場合は委任状が必要です。

（代筆）

病気や怪我などで文字が書けない場合には、申請者が代筆しても構いません。

代筆をした場合には、備考欄に「代筆しなければならない理由」を記載してください。

記載した委任状の内容を、請求者の前で読み上げ、請求者が委任事項を承知した上で押印
してください。

代筆の場合には、請求者の身分証明書の写しを提出してください。

（代筆理由の文章例）

「本人、〇〇〇〇は、手が不自由で文字が書けないため、代理人△△△△が代筆し、委任
する本人に了承を得ました。」

（罰則）

本来、意思表示のできない方については、委任の意思確認ができないので、委任状による
権利の委任は出来ません。

その場合は、民法に基づく成年後見人制度をご利用することをお勧めします。

代筆を頼んでいないのに代筆をすることは、私文書偽造罪などの刑事罰の対象となる場合
があります。